

令和7年度 社会福祉法人 花園福祉会 花園こども園 重要事項説明書

保育及び特定教育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花園福祉会
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口974-1
電 話 番 号	0572-55-4021
代 表 者 氏 名	理事長 河村 一正

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園							
施 設 の 名 称	花園こども園							
施 設 の 所 在 地	土岐市土岐津町土岐口974-1							
連 絡 先	電話 0572-55-4021							
管 理 者	園長 河村 一正							
利 用 定 員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
	1号				10 人	10 人	10 人	30 人
	2号・3号	3 人	6 人	12 人	50 人	50 人	50 人	171 人
	合計	3 人	6 人	12 人	60 人	60 人	60 人	201 人
開 設 年 月 日	昭和51年8月6日							
事 業 所 番 号	2121251000180							

3. 施設の運営方針

- (1) 仏教保育の理想像として、幼児の保育及び教育の性に鑑み、感情と意思中心の生活を十分味得させ、円満にして強健な人格の基礎を作ること踏まえ、一人一人に寄り添い関わる中で、健康・感情・意志の発達及び社会性について配慮し、保育すること目標としています。
- (2) 保育及び特定教育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 保育及び特定教育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	7,981.6㎡	園庭	1,074.8㎡
園 舎	構 造	サーモコンクリート造	延べ面積	385.3㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児室	保育室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	1室	9室	1室	1室	1室
面 積	52.6㎡	339.1㎡	91.8㎡	64.7㎡	37.8㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和7年4月1日現在

職 種	職員数	職 務 内 容
園 長	1人	こども園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人	園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
主幹保育教諭	1人以上	保育内容について保育教諭及び保育士を統括します。また苦情の受付を行います。
保 育 教 諭	18人以上	保育教諭の職務のほか、主任の補佐を行います。
調 理 員	3人以上	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
嘱 託 医	1人	保育士の業務を補助しながら、子どもたちの健康管理、疾病予防に努めます。
嘱託歯科医	1人	保育の補助を行います。

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士・保育教諭）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
園 長 ・ 副 園 長	月曜～金曜 7:15～19:00 ・ 土曜 7:15～18:30
主幹保育教諭 ・ 指導保育教諭 保 育 教 諭 ・ 保育士	月曜～金曜 7:15～19:00 ・ 土曜 7:15～18:30
調 理 員	月曜～金曜 8:15～16:00

※上記時間の範囲で8時間（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。
なお1号認定の児童については、7月21日～8月31日を夏休み、12月21日～1月7日を冬休み、3月25日～4月6日を春休みとして休暇となります。土岐市公立園の休みにあわせ前後します。

(2) 保育を提供する時間

1号認定 特定教育時間	8時00分から14時30分までの時間
2・3号認定 保育標準時間認定	7時30分から19時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
2・3号認定 保育短時間認定	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 時間外保育（延長保育）

1号認定 特定教育時間	延長預かりはありません
2・3号認定 保育標準時間認定	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間（土曜18時30分迄）
2・3号認定 保育短時間認定	7時30分から8時まで、16時から19時までの範囲内で保育を必要とする時間

※土曜保育は、花園福祉会が運営する4園合同で、花園こども園にて実施いたします。

※お子さんは、登園時に職員に引き渡した直後からこども園の管理下に置かれ、降園時には保護者の方へ引き渡した直後から、保護者の方の管理下に置かれます。登降園時の怪我・事故には十分気を付けてください。

※文部科学省が定める「保育サービスの基準」より、延長保育の利用については保育標準時間の認定が下りている場合でも、原則として保護者の就労などの理由によって必要な時間のみ保育を利用できることとなっています。「標準時間認定＝最大限の時間利用が可能」というわけではありません。そのため保護者の方がお休みの場合は4時までのお迎えでご協力ください。あわせて利用されなかった場合の保育料の日割り計算や返金には対応できかねますこと、予めご了承ください。

7. 提供する保育及び教育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年三月三十一日内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第一号）を踏まえ、以下の保育及び教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育・教育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、始園式、保育参観、個別懇談、節句の集い、七夕、運動会、遠足、もちつき、クリスマス会、節分豆まき、ひなまつり、お別れ会、終了式、卒園式

②定例活動・・・園外保育の他、

身体測定、避難訓練、防犯訓練、防災訓練、交通安全指導、誕生日会、内科検診、歯科検診

③ 5 歳児活動

体操教室、プール教室、英語教室、お茶会、作陶（4 歳児は体操教室、英語教室を1 2 月から開始します）※年間行事・定例活動、3歳児活動共に、実施内容はその年によって変わります。

（注）年度途中で保育の認定を変更する場合は必ず市又は園へ事前にご相談ください。相談なく変更されますと、お受けできない場合があります。また、ご相談無く仕事をやめられたり違う仕事に変更された場合、その期間の保育料が発生することも想定されますので必ずご相談ください。

（2）一時預かり事業

一時的に保育が必要となる方を対象とした一時預かり事業の実施

8. 食事の提供

（1）食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 ～ 2 歳 児	9時30分頃	11時頃	14時45分頃	給食は自園調理です
3 ～ 5 歳 児		11時30分頃	14時45分頃	1号認定児童への午後間食はありません

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は昼食の提供はありませんので、弁当の持参が必要です。

（2）アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、生活指導表を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

※誤食を防ぎ安全面に配慮するため、食物アレルギー以外の理由による除去につきましては、各ご家庭のご事情に関わらず、お受けすることができません。

9. 利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料等）及び延長保育料 ※1号認定児童は延長を利用できません。

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。詳細については市役所子ども家庭課へお問合せください。

短時間保育認定で通常保育時間に迎えに来られない方は、月3,000円（1日の場合は300円）。また18時30分から19時までの急を要する保育利用については、月1,000円（1日の場合は100円）が別途必となります。仕事及びやむを得ない事情の場合に限りお受けしますので、理由を添えてお申し込みください。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項 目	使 途 ・ 目 的	金 額	納付時期
園生活に係る必要物品	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	随時
副食費 1号認定・2号認定児童	給食時の副食にかかる費用：1号 3900円；2号 4500円		毎月

※本来徴収する費用を、当園が負担しているものについては以下の通りです。

・新年度用品の一部（※満額徴収ではないため） ・年度途中必要になる教材消耗品の一部

※上記費用の支払をコードシステム以外で受けた場合は、領収書又は受領書を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

（1）利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

①「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、市役所子ども家庭課に提出してください。

②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定証及び利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

（2）退園・転園・変更等

①退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所子ども家庭課に提出してください。

②入園時の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請（届出）書を提出してください。

（3）利用の終了

以下の場合には当園における保育及び特定教育の提供を終了します。

①園児が小学校の就学始期に達したとき

②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき

④園長の指示に従わないとき

⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	加藤外科皮膚科	加藤歯科医院
医 院 長 名	久野 正博	加藤 訓章
所 在 地	土岐市泉町久尻44-11	土岐市泉梅ノ木町2-21
電 話 番 号	0572-55-3982	0572-55-1590

1 2. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合
	①当園の嘱託医に連絡、又は状況に応じ救急車を要請し、園児の主治医又は救急病院へ搬送します。
	②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡します。
	③お子さんが園で熱を出した場合、緊急連絡先へ速やかに連絡をします。 ただし、熱が38度未満で、食欲があり元気で普段と様子が変わらない場合は、保護者の方の都合に合わせ保育をお受けします。反対に熱が無くても、元気や食欲がない場合、または下痢や嘔吐を繰り返す場合はお迎えをお願いします。
	④お子さんが園で怪我をし、病院での受診が望ましいと判断された場合は、まず保護者の方へ連絡します。可能であれば保護者の迎えを待ち、病院へ連れて行って頂きます。仕事の都合又はやむを得ない事由により早急な対応が困難な場合は当園が病院へお連れします。できる限り早めの対応をお願いします。 怪我の状態、その後の様子は十分注意して観察しますが、病院での受診が必要であるかの判断基準としては、出血が止まらない、患部が頭部である、又は事後の様子が普段と違う場合など、職員による判断を保護者の方へ連絡させて頂きます。その内容に合あわせて保護者の方の判断を仰ぎ、必要に応じて病院へお連れする場合があります。個別対応が必要な方は申し出てください。
対 応 設 備	AED・防犯カメラ
防 犯 訓 練	年2回以上、防犯訓練を実施

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書及び土砂災害避難マニュアルにより対応
園舎の耐火構造	耐火建築物
防 災 設 備	自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常階段・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消防士立ち合いを含めた消火訓練を年2回以上実施
引き渡しについて	災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。 但し災害の状況に応じて避難所で引き渡す場合があります。 なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

1 3. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・受付担当者 副園長：加藤隆浩 主幹保育教諭：山内千栄 ・責任者 園長：河村一正 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話（代表） 0572-55-4021 ・ Fax 0572-55-4032 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	加藤 博孝	主任児童委員	電話番号 0572-55-1706
第三者委員	水野扶二子	主任児童委員	電話番号 0572-55-6972
	田中由実恵	主任児童委員	電話番号 080-6965-1226

14. 虐待の防止

- (1) 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待防止責任者	・責任者 園長：河村一正
	・受付担当者 副園長：加藤隆浩 主幹保育教諭：山内千栄

当園では児童虐待をなくし子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見、又は主観的に児童虐待があったと思われる場合、関係機関への連絡を行う義務があります。もし、園外で怪我などされたときは、必ずお知らせください。お知らせの無い場合、保護者の方へ確認連絡をすること無く関係機関へ連絡を入れる場合もあります。ご理解のうえ、ご協力ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話１８９）、東濃こども相談センター（23-1111）又は市役所 子ども家庭課 保育園係（54-1111）まで連絡をお願いします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ①小学校への円滑な移行・接統のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ②緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ①市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ②提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	・登降園は、原則保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	・当園では原則的に投薬は行いません。（塗布含む）
感染症についての取り扱い	・学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際医師の診断に基づいた登園届（当法人書式）が必要となります。登園届は園でお渡しします。 ・各感染症の罹患者数に応じ、クラス単位または全クラスへコードモンより発生報告します。なお、新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、1名以上の罹患者が確認された時点で、該当クラスへ報告させていただきます。 ・新型コロナウイルス等、第3種感染症に伴うクラス閉鎖は、2割以上の児童の感染が基準となります。休園等についても園医の先生との相談・指示にあわせ行ないます。 ・新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスだけでなく、学校指定伝染病に指定されている感染症がクラスで複数名確認された場合は、熱の有無にかかわらず、体調不良が確認された時点でお迎えをお願いすることがあります。
乳幼児突然死症候群（SIDS）について	・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。 ※乳幼児突然死症候群（SIDS）https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html
喫 煙	・当園の敷地内（駐車場を含む）は、すべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
そ の 他	・この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。 ・この重要事項説明書に同意できない方は説明書配布後1週間以内に申し出てください。

令和7年度 社会福祉法人 花園福祉会 花園あおぞら保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花園福祉会
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口974-1
電 話 番 号	0572-55-4021
代 表 者 氏 名	理事長 河村 一正

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	花園あおぞら保育園			
施 設 の 所 在 地	土岐市土岐津町土岐口1924-1			
連 絡 先	電話 0572-54-1211			
管 理 者	園長 堀越 智美			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前児童			
利 用 定 員	3 歳以上	1 歳～3 歳未満	1 歳未満	計
	0人	48人	12人	60人
開 設 年 月 日	平成26年4月1日			
事 業 所 番 号	2121251000206			

3. 施設の運営方針

- (1) 仏教保育の理想像として、幼児保育の性に鑑み、感情と意思中心の生活を十分味得させ、円満にして強健な人格の基礎を作ることを踏まえ、一人一人に寄り添い関わる中で、健康・感情・意志の発達及び社会性について配慮し、保育すること目標としています。
- (2) 保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1,102.8㎡	園庭	218.8㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造	延べ面積	701.8㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児室	保育室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	1室	6室	1室	1室	1室
面 積	41.5㎡	220.5㎡	67.7㎡	16.7㎡	28.2㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和7年4月1日現在

職 種	職員数	職 務 内 容
園 長	1人	保育園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人	園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
主任保育士	1人以上	保育内容について保育士を統括します。また、苦情の受付を行います。
副主任保育士	1人以上	保育士の職務のほか、主任の補佐を行います。
保 育 士	14人以上	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
看 護 師	年度ごとの配置	保育士の業務を補助しながら、子どもたちの健康管理、疾病予防に努めます。
保育補助員	年度ごとの配置	保育の補助を行います。

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
園 長 ・ 副 園 長	月曜～金曜 7:15～19:00 ・ 土曜 7:15～18:30
主任保育士・保育士・看護師	月曜～金曜 7:15～19:00 ・ 土曜 7:15～18:30
調 理 員	月曜～金曜 8:15～16:00

※上記時間の範囲で8時間（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※上記時間の範囲で8時間（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校指定伝染病の流行または、暴風警報・特別警報等の気象状況等により、休園となることがあります。

(2) 保育を提供する時間

保 育 標 準 時 間 認 定	7時30分から19時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
保 育 短 時 間 認 定	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 時間外保育（延長保育）

保 育 標 準 時 間 認 定	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間（土曜18時30分迄）
保 育 短 時 間 認 定	7時30分から8時まで、16時から19時までの範囲内で保育を必要とする時間

※土曜保育は、花園福祉会が運営する4園合同で、花園こども園にて実施いたします。

※お子さんは、登園時に職員に引き渡した直後から保育園の管理下に置かれ、降園時については保護者の方へ引き渡した直後から、保護者の方の管理下に置かれます。登降園時の怪我・事故には十分気を付けてください。

※文部科学省が定める「保育サービスの基準」より、延長保育の利用については保育標準時間の認定が下りている場合でも、原則として保護者の就労などの理由によって必要な時間のみ保育を利用できることとなっています。「標準時間認定＝最大限の時間利用が可能」というわけではありません。そのため保護者の方がお休みの場合は4時までの迎えでのご協力ください。あわせて利用されなかった場合の保育料の日割り計算や返金には対応できかねますこと、予めご了承ください。

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、始園式、個別懇談、節句の集い、七夕、運動会、遠足、もちつき、クリスマス会、節分豆まき、ひなまつり、お別れ会、終了式、卒園式

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、防災訓練、交通安全指導、誕生日会、内科検診、歯科検診、英語教室

※年間行事・定例活動共に、実施内容はその年によって変わります

(2) 一時預かり事業

一時的に保育が必要となる方を対象とした一時預かり事業の実施

(注) 年度途中で保育の認定を変更する場合は必ず市又は園へ事前にご相談ください。相談なく変更されますと、お受けできない場合があります。また、ご相談無く仕事をやめられたり違う仕事に変更された場合、その期間の保育料が発生することも想定されますので必ずご相談ください。

8. 食事の提供

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 ～ 2 歳 児	9時30分頃	11時頃	14時45分頃	給食は自園調理です
3 ～ 5 歳 児				

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は昼食の提供はありませんので、弁当の持参が必要です。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師の診断書を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

※誤食を防ぎ安全面に配慮するため、食物アレルギー以外の理由による除去につきましては、各ご家庭のご事情に関わらず、お受けすることができません。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。詳細については市役所子ども家庭課へお問合せください。

短時間保育認定で通常保育時間に迎えに来られない方は、月3,000円（1日の場合は300円）。また18時30分から19時までの急を要する保育利用については、月1,000円（1日の場合は100円）が別途必となります。仕事及びやむを得ない事情の場合に限りお受けしますので、理由を添えてお申し込みください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項 目	使途・目的	金 額	納付時期
園生活に係る必要物品	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	随時

※本来徴収する費用を、当園が負担しているものについては以下の通りです。

・新年度用品の一部（※満額徴収ではないため）

※上記費用の支払をコードモンシステム以外で受けた場合は、領収書又は受領書を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ①「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定証及び利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ①退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②入園時の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請（届出）書を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

- ①園児が3歳児の2号認定開始期に達したとき
- ②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④園長の指示に従わないとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	加藤外科皮膚科	櫻井歯科診療所
医院長名	久野 正博	櫻井 泰伸
所在地	土岐市泉町久尻44-11	土岐市肥田浅野笠神町2-26
電話番号	0572-55-3982	0572-55-0369

1 2. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合
	①当園の嘱託医に連絡、又は状況に応じ救急車を要請し、園児の主治医又は救急病院へ搬送します。
	②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡します。
	③お子さんが園で熱を出した場合、緊急連絡先へ速やかに連絡をします。 ただし、食欲があり元気で普段と様子が変わらない微熱の場合は、保護者の方の都合に合わせ保育をお受けする場合があります。反対に熱が無くても、元気や食欲がない場合、または下痢や嘔吐を繰り返す場合はお迎えをお願いします。
	④お子さんが園で怪我をし、病院での受診が望ましいと判断された場合は、まず保護者の方へ連絡します。可能であれば保護者の迎えを待ち、病院へ連れて行って頂きます。仕事の都合又は止むを得ない事由により早急な対応が困難な場合は当園が病院へお連れします。できる限り早めの対応をお願いします。 怪我の状態、その後の様子は十分注意して観察しますが、病院での受診が必要であるかの判断基準としては、出血が止まらない、患部が頭部である、又は事後の様子が普段と違う場合など、職員による判断を保護者の方へ連絡させて頂きます。その内容に合あわせて保護者の方の判断を仰ぎ、必要に応じて病院へお連れする場合があります。個別対応が必要な方は申し出てください。
対応設備	AED・防犯カメラ・非常通報装置
防犯訓練	年2回以上、防犯訓練を実施

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書及び土砂災害避難マニュアルにより対応
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常通報装置・非常階段・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消防士立ち合いを含めた消火訓練を年2回以上実施
引き渡しについて	災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。 但し災害の状況に応じて避難所で引き渡す場合があります。 なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

1 3. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・受付担当者 園長：堀越智美 副園長：加藤隆浩 主任：後藤愛 ・責任者 園長：堀越智美 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話（代表） 0572-54-1211 ・ Fax 0572-54-1220 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	加藤 博孝	主任児童委員	電話番号 0572-55-1706
第三者委員	水野扶二子	主任児童委員	電話番号 0572-55-6972
	田中由実恵	主任児童委員	電話番号 080-6965-1226

14. 虐待の防止

- (1) 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待防止責任者	・責任者 園長：堀越智美
	・受付担当者 園長：堀越智美 副園長：加藤隆浩 主任：後藤愛

当園では児童虐待をなくし子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見、又は主観的に児童虐待があったと思われる場合、関係機関への連絡を行う義務があります。もし、園外で怪我などされたときは、必ずお知らせください。お知らせの無い場合、保護者の方へ確認連絡をすること無く関係機関へ連絡を入れる場合もあります。ご理解のうえ、ご協力ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話１８９）、東濃こども相談センター（２３-１１１１）又は市役所 子ども家庭課 保育園係（５４-１１１１）まで連絡をお願いします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ① 小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ② 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③ 支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④ 転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ① 市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ② 提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	・登降園は、原則保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	・当園では原則的に投薬は行いません。（塗布含む）
感染症についての取り扱い	・学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際医師の診断に基づいた登園届（当法人書式）が必要となります。登園届は園でお渡しします。 ・各感染症の罹患者数に応じ、クラス単位または全クラスへコードモンより発生報告します。なお、新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、１名以上の罹患者が確認された時点で、該当クラスへ報告させていただきます。 ・新型コロナウイルス等、第３種感染症に伴うクラス閉鎖は、２割以上の児童の感染が基準となります。休園等についても園医の先生との相談・指示にあわせ行ないます。 ・新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスだけでなく、学校指定伝染病に指定されている感染症がクラスで複数名確認された場合は、熱の有無にかかわらず、体調不良が確認された時点でお迎えをお願いすることがあります。
乳幼児突然死症候群（SIDS）について	・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。 ※乳幼児突然死症候群（SIDS）https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html
喫 煙	・当園の敷地内（駐車場を含む）は、すべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
そ の 他	・この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。 ・この重要事項説明書に同意できない方は説明書配布後１週間以内に申し出てください。

令和7年度 社会福祉法人 花園福祉会 花園保育園おひさま 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花園福祉会
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口974-1
電 話 番 号	0572-55-4021
代 表 者 氏 名	理事長 河村 一正

2. 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育園			
施 設 の 名 称	花園保育園おひさま			
施 設 の 所 在 地	土岐市土岐津町土岐口914-3-2			
連 絡 先	電話 0572-51-4445			
管 理 者	園長 河村 一正			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前児童			
利 用 定 員	3 歳以上	1 歳～3 歳未満	1 歳未満	計
	0人	3人	9人	12人
開 設 年 月 日	令和5年4月1日			
事 業 所 番 号	2121251000206			

3. 施設の運営方針

- (1) 仏教保育の理想像として、幼児保育の性に鑑み、感情と意思中心の生活を十分味得させ、円満にして強健な人格の基礎を作ることを踏まえ、一人一人に寄り添い関わる中で、健康・感情・意志の発達及び社会性について配慮し、保育すること目標としています。
- (2) 保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	535.4㎡	園庭	0.00㎡
園 舎	構 造	プレハブ軽量鉄骨造	延べ面積	217.10㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児室	保育室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	2室	1室	0室	1室	1室
面 積	0.0㎡	0.0㎡	0.0㎡	6.4㎡	5.76㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和7年4月1日現在

職 種	職員数	職 務 内 容
園 長	1人	保育園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人	園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
園 長 代 理	1人	保育内容について保育士を統括します。また、苦情の受付を行います。
主 任	1人以上	園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
保 育 士	6人以上	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
保育補助員	年度ごとの配置	保育の補助を行います。

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
園 長 ・ 副 園 長	月曜～金曜 7:00～19:00 ・ 土曜 7:30～18:30
主 任 保 育 士 ・ 保 育 士	月曜～金曜 7:00～19:00 ・ 土曜 7:30～18:30

※上記時間の範囲で8時間（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。
新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校指定伝染病の流行または、暴風警報・特別警報等の気象状況等により、休園となることがあります。

(2) 保育を提供する時間

保 育 標 準 時 間 認 定	7時00分から19時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
保 育 短 時 間 認 定	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 時間外保育（延長保育）

保 育 標 準 時 間 認 定	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間（土曜18時30分迄）
保 育 短 時 間 認 定	7時00分から8時まで、16時から19時までの範囲内で保育を必要とする時間

※土曜保育は花園こども園にて、花園こども園、花園あおぞら保育園、花園保育園おひさま、花園保育園きらりの4園合同で実施します。

※お子さんは、登園時に職員に引き渡した直後から保育園の管理下に置かれ、降園時には保護者の方へ引き渡した直後から、保護者の方の管理下に置かれます。登降園時の怪我・事故には十分気を付けてください。

※文部科学省が定める「保育サービスの基準」より、延長保育の利用については保育標準時間の認定が下りている場合でも、原則として保護者の就労などの理由によって必要な時間のみ保育を利用できることとなっています。「標準時間認定＝最大限の時間利用が可能」というわけではありません。そのため保護者の方がお休みの場合は4時までの迎えでのご協力ください。あわせて利用されなかった場合の保育料の日割り計算や返金には対応できかねますこと、予めご了承ください。

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、始園式、個別懇談、節句の集い、七夕、運動会、遠足、クリスマス会、節分、ひなまつり、終了式、卒園式

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、防災訓練、誕生日会、内科検診、歯科検診

※年間行事・定例活動共に、実施内容はその年によって変わります

(2) 一時預かり事業

一時的に保育が必要となる方を対象とした一時預かり事業を実施します。

(注) 年度途中で保育の認定を変更する場合は必ず市又は園へ事前にご相談ください。相談なく変更されますと、お受けできない場合があります。また、ご相談無く仕事をやめられたり違う仕事に変更された場合、その期間の保育料が発生することも想定されますので必ずご相談ください。

8. 食事の提供

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 ～ 2 歳 児	9時30分頃	11時頃	14時45分頃	調理は花園こども園にて行ないます
3 ～ 5 歳 児				

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は昼食の提供はありませんので、弁当の持参が必要です。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師の診断書を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

※誤食を防ぎ安全面に配慮するため、食物アレルギー以外の理由による除去につきましては、各ご家庭のご事情に関わらず、お受けすることができません。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。詳細については市役所子ども家庭課へお問合せください。

短時間保育認定で通常保育時間に迎えに来られない方は、月3,000円（1日の場合は300円）が必要になります。また朝7時から7時30分までと、夕方18時30分から19時までの、急を要する保育利用については、月1,000円（1日の場合は100円）が、別途必となります。

仕事及びやむを得ない事情の場合に限りお受けしますので、理由を添えてお申し込みください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項 目	使途・目的	金 額	納付時期
園生活に係る必要物品 ※現在該当項目はありません	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	随時

※本来徴収する費用を、当園が負担しているものについては以下の通りです。

・新年度用品の一部（※満額徴収ではないため）

※上記費用の支払をコードモンシステム以外で受けた場合は、領収書又は受領書を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ①「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定証及び利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ①退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②入園時の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請（届出）書を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

- ①園児が3歳児の2号認定開始期に達したとき
- ②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④園長の指示に従わないとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	加藤外科皮膚科	阿部歯科医院
医 院 長 名	久野 正博	阿部 馨三
所 在 地	土岐市泉町久尻44-11	土岐市土岐津町土岐口993-1
電 話 番 号	0572-55-3982	0572-55-4106

12. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合
	①当園の嘱託医に連絡、又は状況に応じ救急車を要請し、園児の主治医又は救急病院へ搬送します。
	②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡します。
	③お子さんが園で熱を出した場合、緊急連絡先へ速やかに連絡をします。 ただし、食欲があり元気で普段と様子が変わらない微熱の場合は、保護者の方の都合に合わせ保育をお受けする場合があります。反対に熱が無くても、元気や食欲がない場合、または下痢や嘔吐を繰り返す場合はお迎えをお願いします。
	④お子さんが園で怪我をし、病院での受診が望ましいと判断された場合は、まず保護者の方へ連絡します。可能であれば保護者の迎えを待ち、病院へ連れて行って頂きます。仕事の都合又は止むを得ない事由により早急な対応が困難な場合は当園が病院へお連れします。できる限り早めの対応をお願いします。 怪我の状態、その後の様子は十分注意して観察しますが、病院での受診が必要であるかの判断基準としては、出血が止まらない、患部が頭部である、又は事後の様子が普段と違う場合など、職員による判断を保護者の方へ連絡させて頂きます。その内容に合あわせて保護者の方の判断を仰ぎ、必要に応じて病院へお連れする場合があります。個別対応が必要な方は申し出てください。
対 応 設 備	防犯カメラ
防 犯 訓 練	年2回以上、防犯訓練を実施

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書及び土砂災害避難マニュアルにより対応
園舎の耐火構造	準耐火建築物
防 災 設 備	火災報知機・誘導灯・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施
引き渡しについて	災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。 但し災害の状況に応じて避難所で引き渡す場合があります。 なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・受付担当者 園長代理：堀越智美 副園長：加藤隆浩 主任：佐伯里奈 ・責任者 園長：河村 一正 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話（代表） 0572-51-4445 ・ Fax 0572-51-4445 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	加藤 博孝	主任児童委員	電話番号 0572-55-1706
第三者委員	水野扶二子	主任児童委員	電話番号 0572-55-6972
	田中由実恵	主任児童委員	電話番号 080-6965-1226

14. 虐待の防止

- (1) 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待防止責任者	・責任者 園長：河村一正
	・受付担当者 副園長：加藤隆浩 主任：佐伯里奈

当園では児童虐待をなくし子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見、又は主観的に児童虐待があったと思われる場合、関係機関への連絡を行う義務があります。もし、園外で怪我などされたときは、必ずお知らせください。お知らせの無い場合、保護者の方へ確認連絡をすること無く関係機関へ連絡を入れる場合もあります。ご理解のうえ、ご協力ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話１８９）、東濃こども相談センター（２３-１１１１）又は市役所 子ども家庭課 保育園係（５４-１１１１）まで連絡をお願いします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ① 小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ② 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③ 支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④ 転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ① 市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ② 提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	・登降園は、原則保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	・当園では原則的に投薬は行いません。（塗布含む）
感染症についての取り扱い	・学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際医師の診断に基づいた登園届（当法人書式）が必要となります。登園届は園でお渡しします。 ・各感染症の罹患者数に応じ、クラス単位または全クラスへコードモンより発生報告します。なお、新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、１名以上の罹患者が確認された時点で、該当クラスへ報告させていただきます。 ・新型コロナウイルス等、第３種感染症に伴うクラス閉鎖は、２割以上の児童の感染が基準となります。休園等についても園医の先生との相談・指示にあわせ行ないます。 ・新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスだけでなく、学校指定伝染病に指定されている感染症がクラスで複数名確認された場合は、熱の有無にかかわらず、体調不良が確認された時点でお迎えをお願いすることがあります。
乳幼児突然死症候群（SIDS）について	・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。 ※乳幼児突然死症候群（SIDS）https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html
喫 煙	・当園の敷地内（駐車場を含む）は、すべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
そ の 他	・この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。 ・この重要事項説明書に同意できない方は説明書配布後１週間以内に申し出てください。

令和7年度 社会福祉法人 花園福祉会 花園保育園きらり 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花園福祉会
所 在 地	土岐市土岐津町土岐口974-1
電 話 番 号	0572-55-4021
代 表 者 氏 名	理事長 河村 一正

2. 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育園			
施 設 の 名 称	花園保育園きらり			
施 設 の 所 在 地	土岐市泉郷町4丁目23番地1			
連 絡 先	電話 0572-51-6358			
管 理 者	園長 河村 一正			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前児童			
利 用 定 員	3 歳以上	1 歳～3 歳未満	1 歳未満	計
	0人	6人	6人	12人
開 設 年 月 日	令和7年4月1日			
事 業 所 番 号				

3. 施設の運営方針

- (1) 仏教保育の理想像として、幼児保育の性に鑑み、感情と意思中心の生活を十分味得させ、円満にして強健な人格の基礎を作ることを踏まえ、一人一人に寄り添い関わる中で、健康・感情・意志の発達及び社会性について配慮し、保育すること目標としています。
- (2) 保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	182.7㎡	園庭	0.00㎡
園 舎	構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	延べ面積	84.33㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児室・保育室	多目的室	遊戯室	調理室	事務室
部 屋 数	1室	1室	0室	0室	1室
面 積	40.03㎡	22.69㎡	0.0㎡	0.0㎡	12.50㎡

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和7年4月1日現在

職 種	職員数	職 務 内 容
園 長	1人	保育園の管理運営を統括します。
副 園 長	1人	園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
園 長 代 理	1人	園長の補佐を行います。
主 任	1人以上	保育内容について保育士を統括します。また、苦情の受付を行います。
保 育 士	4人以上	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
保育補助員	年度ごとの配置	保育の補助を行います。

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
園 長 ・ 副 園 長	月曜～金曜 7:30～19:00 ・ 土曜 7:30～18:30
主 任 保 育 士 ・ 保 育 士	月曜～金曜 7:30～19:00 ・ 土曜 7:30～18:30

※上記時間の範囲で8時間（正規職員の場合）の勤務を行います。ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
また、年始後の期間、お盆期間及び年度末前後の期間は希望保育となります。
新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校指定伝染病の流行または、暴風警報・特別警報等の気象状況等により、休園となることがあります。

(2) 保育を提供する時間

保 育 標 準 時 間 認 定	7時30分から19時00分までの範囲内で保育を必要とする時間
保 育 短 時 間 認 定	8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 時間外保育（延長保育）

保 育 標 準 時 間 認 定	18時30分から19時までの範囲内で保育を必要とする時間（土曜18時30分迄）
保 育 短 時 間 認 定	7時30分から8時まで、16時から19時までの範囲内で保育を必要とする時間

※土曜保育は花園こども園にて、花園こども園、花園あおぞら保育園、花園保育園おひさま、花園保育園きらりの4園合同で実施します。

※お子さんは、登園時に職員に引き渡した直後から保育園の管理下に置かれ、降園時には保護者の方へ引き渡した直後から、保護者の方の管理下に置かれます。登降園時の怪我・事故には十分気を付けてください。

※文部科学省が定める「保育サービスの基準」より、延長保育の利用については保育標準時間の認定が下りている場合でも、原則として保護者の就労などの理由によって必要な時間のみ保育を利用できることとなっています。「標準時間認定＝最大限の時間利用が可能」というわけではありません。そのため保護者の方がお休みの場合は4時までのお迎えでご協力ください。あわせて利用されなかった場合の保育料の日割り計算や返金には対応できかねますこと、予めご了承ください。

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、始園式、個別懇談、節句の集い、七夕、運動会、遠足、クリスマス会、節分、ひなまつり、終了式、卒園式

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、防災訓練、誕生日会、内科検診、歯科検診

※年間行事・定例活動共に、実施内容はその年によって変わります

(2) 一時預かり事業

一時的に保育が必要となる方を対象とした一時預かり事業を実施します。

(注) 年度途中で保育の認定を変更する場合は必ず市又は園へ事前にご相談ください。相談なく変更されますと、お受けできない場合があります。また、ご相談無く仕事をやめられたり違う仕事に変更された場合、その期間の保育料が発生することも想定されますので必ずご相談ください。

8. 食事の提供

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 ～ 2 歳 児	9時30分頃	11時頃	14時45分頃	調理は花園あおぞら保育園にて行います
3 ～ 5 歳 児				

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日は昼食の提供はありませんので、弁当の持参が必要です。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師の診断書を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

※誤食を防ぎ安全面に配慮するため、食物アレルギー以外の理由による除去につきましては、各ご家庭のご事情に関わらず、お受けすることができません。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。詳細については市役所子ども家庭課へお問合せください。

短時間保育認定で通常保育時間に迎えに来られない方は、月3,000円(1日の場合は300円)。また18時30分から19時までの急を要する保育利用については、月1,000円(1日の場合は100円)が別途必となります。仕事及びやむを得ない事情の場合に限りお受けしますので、理由を添えてお申し込みください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項 目	使 途 ・ 目 的	金 額	納付時期
園生活に係る必要物品 ※現在該当項目はありません	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	随時

※本来徴収する費用を、当園が負担しているものについては以下の通りです。

・新年度用品の一部（※満額徴収ではないため）

※上記費用の支払をコードモンシステム以外で受けた場合は、領収書又は受領書を交付いたします。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ①「土岐市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により支給認定証及び利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ①退園・転園をされる場合は、速やかに「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」に必要事項を記載し、園又は市役所子ども家庭課に提出してください。
- ②入園時の提出書類等に変更が生じた場合、上記①と同様に変更申請(届出)書を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

- ①園児が3歳児の2号認定開始期に達したとき
- ②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④園長の指示に従わないとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科
医療機関の名称	加藤外科皮膚科	阿部歯科医院
医院長名	久野 正博	阿部 馨三
所在地	土岐市泉町久尻44-11	土岐市土岐津町土岐口993-1
電話番号	0572-55-3982	0572-55-4106

12. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合
	①当園の嘱託医に連絡、又は状況に応じ救急車を要請し、園児の主治医又は救急病院へ搬送します。
	②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡します。
	③お子さんが園で熱を出した場合、緊急連絡先へ速やかに連絡をします。 ただし、食欲があり元気で普段と様子が変わらない微熱の場合は、保護者の方の都合に合わせ保育をお受けする場合があります。反対に熱が無くても、元気や食欲がない場合、または下痢や嘔吐を繰り返す場合はお迎えをお願いします。
	④お子さんが園で怪我をし、病院での受診が望ましいと判断された場合は、まず保護者の方へ連絡します。可能であれば保護者の迎えを待ち、病院へ連れて行って頂きます。仕事の都合又は止むを得ない事由により早急な対応が困難な場合は当園が病院へお連れします。できる限り早めの対応をお願いします。 怪我の状態、その後の様子は十分注意して観察しますが、病院での受診が必要であるかの判断基準としては、出血が止まらない、患部が頭部である、又は事後の様子が普段と違う場合など、職員による判断を保護者の方へ連絡させて頂きます。その内容に合あわせて保護者の方の判断を仰ぎ、必要に応じて病院へお連れする場合があります。個別対応が必要な方は申し出てください。
対応設備	防犯カメラ
防犯訓練	年2回以上、防犯訓練を実施

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書及び土砂災害避難マニュアルにより対応
園舎の耐火構造	準耐火建築物
防災設備	火災報知機・誘導灯・消火器・カーテン、敷物等の防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施
引き渡しについて	災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。 但し災害の状況に応じて避難所で引き渡す場合があります。 なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・受付担当者 主任：沢田 実希 ・責任者 園長：河村 一正 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話（代表） ※電話未設置のため、設置後保護者へ通知 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	加藤 博孝	主任児童委員	電話番号 0572-55-1706
第三者委員	水野扶二子	主任児童委員	電話番号 0572-55-6972
	田中由実恵	主任児童委員	電話番号 080-6965-1226

14. 虐待の防止

- (1) 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待防止責任者	・責任者 園長：河村一正
	・受付担当者 副園長：加藤隆浩 主任：沢田実希

当園では児童虐待をなくし子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見、又は主観的に児童虐待があったと思われる場合、関係機関への連絡を行う義務があります。もし、園外で怪我などされたときは、必ずお知らせください。お知らせの無い場合、保護者の方へ確認連絡をすること無く関係機関へ連絡を入れる場合もあります。ご理解のうえ、ご協力ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話１８９）、東濃こども相談センター（２３-１１１１）又は市役所 子ども家庭課 保育園係（５４-１１１１）まで連絡をお願いします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ① 小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ② 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③ 支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④ 転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ① 市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ② 提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

登 降 園	・登降園は、原則保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	・当園では原則的に投薬は行いません。（塗布含む）
感染症についての取り扱い	・学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際医師の診断に基づいた登園届（当法人書式）が必要となります。登園届は園でお渡しします。 ・各感染症の罹患者数に応じ、クラス単位または全クラスへコードモンより発生報告します。なお、新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、１名以上の罹患者が確認された時点で、該当クラスへ報告させていただきます。 ・新型コロナウイルス等、第３種感染症に伴うクラス閉鎖は、２割以上の児童の感染が基準となります。休園等についても園医の先生との相談・指示にあわせ行ないます。 ・新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスだけでなく、学校指定伝染病に指定されている感染症がクラスで複数名確認された場合は、熱の有無にかかわらず、体調不良が確認された時点でお迎えをお願いすることがあります。
乳幼児突然死症候群（SIDS）について	・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。 ※乳幼児突然死症候群（SIDS）https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html
喫 煙	・当園の敷地内（駐車場を含む）は、すべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
そ の 他	・この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。 ・この重要事項説明書に同意できない方は説明書配布後１週間以内に申し出てください。

